

# 10月 定例教育委員会会議録

- |   |      |   |                            |
|---|------|---|----------------------------|
| 1 | 日 時  | 平成 29 年 10 月 26 日 (木)   | 午後 5 時 30 分から午後 7 時 20 分まで |
| 2 | 会 場  | 磐田市役所 西庁舎 3 階   | 特別会議室                      |
| 3 | 出席者  | 村松啓至教育長<br>青島美子委員 杉本憲司委員 秋元富敏委員 鈴木好美委員  |                            |
| 4 | 出席職員 | 教育部長 教育総務課長 学校給食課長 学校教育課長 中央図書館長<br>文化財課長 地域づくり応援課長 幼稚園保育園課長 スポーツ振興課長<br>文化振興課長 学府一体校推進室長 児童青少年政策室長 |                            |
| 5 | 傍聴人  | 0 人   |                            |

(進行委員：青島美子委員)

## 1 開会

## 2 教育長あいさつ・教育長報告

台風 21 号の上陸、今週の末も心配されますが、磐田市では大きな被害もなくよかったと思います。嵐の中、衆議院選挙も行われました。まだまだ各政党の考え方に不透明な部分が多く、しっかりと見守っていくことが必要であると考えています。

前回の定例会では、特に学校教育の軸となる教育課程のお話を申し上げました。例えば土曜授業、またはモジュールの少しの導入でメリ張りのある教育課程が創造できる、そのように考えていること等でございます。将来の方向性を決める大切な内容ですので、校長会をはじめ、職員団体等とも協議を行い、時間はかかりますがじっくりと検討していきたいと考えているところです。まず、子供の成長がより期待でき、教職員のやる気が向上するようなものになるようにしていきたいと考えています。

それから、ながふじ学府も建設検討会、また建設に向けてのワークショップが行われています。検討会は 2 回、ワークショップも 2 回行ったところです。具体的な施設の配置などが主な内容となり、基本設計への道のりを着実に歩んでいると考えています。地域の皆様や P T A の代表に御参加いただき、各会合を行っているわけですが、これまでのメンバーと変わり、例えばなぜ学府一体校なのかという 2 年前の議論が出てきたり、行きつ戻りつしながらも進めているところであります。地域全区に資料が回覧できるように配布してまいりましたが、何回も丁寧に説明をしていくことが大切であると考えているところです。概要については、後ほどまた室長から話があるかと思えます。

ながふじ学府では、新時代の新たな学校づくりを想定して、新しい学校のイメージをつくるのが大切であると考えています。例えば現在、学校を取り巻く柵が無いというイメージが浮かんでくるでしょうか。城山中学校の場合は有刺鉄線で囲まれている訳です。学校と外部を区分けしている。学校の中へ立ち入る場合、「校長の許可を得て立ち入ってください」という張り紙があります。東京や大阪の方々が学校を見に行った時に、最初に驚くのは地域との境目がない。だから地域の散歩道も学校の真ん中に存在している状態です。海外の日本人学校はものすごいセキュリティーが存在しているのですが、地域との関わりの中で実際にそれが成立するかどうかは慎重に考えていかねばならないし、そこを超えることがもしかしたら磐田市の学府一体校の一番大きなポイントになるかなとも考えています。

例えば子ども図書館についても領域の境目が無くなってきているところです。つまり担当の境を超えて色々なところからアプローチしていかねばならないところがあると思います。校舎内にも地

域に開放する空間があったりと、色々な地域の皆様方と交流したりするスペースも数多くあるわけです。地域との交流、学校が開かれる、または交流センターとの関わりができる。教育委員会だけではなくて、こども部との関係がより深まってくる。または幼稚園保育園課と実際にこれから先、幼・小・中一体校みたいな、そういうような内容もこれから考えていかねばならないと思います。昔、磐田市は小学校と幼稚園をセットで造ってきている。例えば大藤もそうですし、向笠小学校も、岩田小学校もそうです。だからそういうものも含めて総合的に考えていく段階に来たと思っています。色々な面で、色々な部署が協力をして、多面的に御意見をいただき、御支援をいただきますようお願い申し上げます、挨拶としたいと思います。

### 3 前回議事録の承認

9月28日定例教育委員会

- ・修正の意見なし
- ・原案のとおり承認

### 4 教育部長報告

議会について報告させていただきます。9月市議会定例会につきましては10月11日が最終日となり、28年度決算や静岡茶の愛飲推進事業に係る粉茶の購入費、中部小学校への寄付に伴う備品購入の補正予算など、20議案について原案どおり承認、可決され閉会いたしました。

次は11月市議会になりますが、日程はまだ正式ではありません。今のところ11月24日から12月19日頃まで開催の予定となっています。教育委員会関係の議案につきましては補正予算、それから条例改正の提出を予定しておりまして、これにつきましては後ほど各課から提案させ、御審議いただきますのでよろしくお願いいたします。

<質疑・意見>

なし

### 5 議事

- (1) 議案第52号 指定管理者（磐田市総合体育館外20施設）の指定について
- 議案第53号 指定管理者（福田屋内スポーツセンター外8施設）の指定について
- 議案第54号 指定管理者（磐田市アミューズ豊田外5施設）の指定について
- 議案第55号 磐田市体育施設に関する条例の一部を改正する条例について

「議案第52号、指定管理者磐田市総合体育館外1施設の指定について」です。指定管理者の候補者について外部委員を含む合計9名の委員で構成される磐田市指定管理者選定委員会で審査しました結果、特定非営利活動法人磐田市体育協会が選定されました。磐田市体育協会は当初、昭和26年4月に任意団体として設立し、平成13年4月にはNPO法人として法人格を取得し、地域スポーツの推進、競技力の向上、市民の健康増進を積極的に行うため、行政とともにスポーツ推進に尽力をしている団体です。現在では32団体、15地区が加盟しています。本日承認いただければ11月議会に指定管理者の候補者として上程していくことになります。指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間となります。

選定の経過ですけれども、29年7月14日から8月4日まで募集要項の配布、8月14日から8月21日まで質問を受け付け、8月25日に回答を行いました。8月28日から9月4日までの応募期間

に応募があったものです。磐田市体育協会については、磐田市総合体育館外施設の設置目的や地域の実情を熟知していること、さらに地元との密接な関係を築きながら市内の体育振興に貢献していることなどから、当該団体により管理運営することが適当であると認められるため公募は行わないこととしました。10月16日に指定管理者選定委員会を開催しまして、申請書類、経営診断の結果、プレゼンテーション及びファイリングの内容をもとに指定管理者選定基準に掲げる審査項目ごとに5段階評価を行い、審査しました結果、総合評価点の6割を上回る得点であったため指定管理者候補として選定されたものでございます。審査の結果としましては、体育協会につきましてはこれまでの施設管理運営の実績、経験や培われたノウハウをもとに施設の持っている目的や計画を十分に理解し、利用者のニーズに合った管理運営を実施していく能力を有している他、市内の体育振興事業への多大な貢献が期待できます。またその一方で、今まで以上に施設の特色をフルに発揮させるための新たな事業の企画、実施に努めていく必要があるとの意見が付されました。総合的に判断しまして、体育協会は磐田市総合体育館外20施設の指定管理者として必要な条件を満たしており、適当であるものと認められ、選定したものです。

続きまして議案第53号になります。指定管理者福田屋内スポーツセンター外の指定について御説明申し上げます。指定管理者の候補者でございますが、ミズノ・磐田カルチャーSC・理研Gグループが選定されました。ミズノ・磐田SC・理研Gグループはミズノ株式会社、磐田カルチャースイミングセンター株式会社、株式会社理研グリーンが協定を締結して、本指定管理施設を共同で管理運営することを目的に組織された団体です。本日、承認いただきますと先ほどと同様に11月議会に上程し、平成30年4月1日から5年間の指定期間となっております。

選定の経過ですが、平成29年6月20日から7月10日まで募集要項の配布、7月12日現地説明会、現地説明会には13団体が参加しています。7月18日から7月25日まで質問を受け付けまして、7月31日に回答となっております。8月4日から8月14日までの応募期間にミズノ・磐田カルチャーSC・理研Gグループの他、静岡ビル保全・アシックスジャパン共同事業体、三幸株式会社の3社から応募がありました。9月13日に指定管理者選定委員会を開催し、先ほどと同様に審査しました結果、ミズノ・磐田カルチャーSC・理研Gグループが指定管理者候補として選定されたものでございます。当該事業者は児童・生徒の体力向上のノウハウが活用できる点であるとか実績に応じた利用者の増を計画しておりまして、確信を持てる内容であった点、選定後の災害応援協定を締結する意思がある点が期待でき、類似施設の実績や地域貢献において他の業者と比べすぐれた提案となっていた点など、実績を踏まえた信頼性がある点で他の応募者を上回りまして、総合評価点で最高点を得たものです。

続きまして議案第54号です。指定管理者の候補者については、磐田市元気と笑顔づくりパートナーズが選定されました。磐田市元気と笑顔づくりパートナーズは静岡ビル保全株式会社、株式会社SBSプロモーションとアシックスジャパン株式会社が協定を締結し、本指定管理施設を共同で管理することを目的に組織された団体です。本日、承認をいただければ11月議会に上程し5年間の指定で指定管理を担っていただく予定です。

選定の結果ですが、先ほどの議案52号と同様の経過で行っております。8月8日の現地説明会には8団体が参加しております。8月28日から9月4日までの応募受付期間に磐田市元気と笑顔づくりパートナーズの他、日本環境マネジメント株式会社の2社から応募がありました。10月16日に指定管理者選定委員会を開催しまして、審査の結果、磐田市元気と笑顔づくりパートナーズが指定管理者として選定されたものです。当該事業者は利用者の拡大に向けた設備の改修や新たなサービスの提供など具体的な提案がなされている点、利用者のニーズに対応するための的確な運営方

法の改善案が提案されている点、構成企業の特長や強みを生かした業務運営方法や多様な自主事業の実施が提案されている点など、実績を踏まえた信頼性がある点で他の応募者を上回りまして、総合評価点で最高得点を得ました。

続けて議案第 55 号、磐田市体育施設に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。改正の趣旨ですけれども、本年度は卓球場、アーチェリー場施設整備事業を進めており、来年 2 月末日に工事完了予定となっております。完成後は平成 30 年 4 月 1 日より卓球場、アーチェリー場の供用を開始しますことから、施設の使用料を設定する必要があります。第 2 次磐田市行政改革大綱実施計画に位置付けられております使用料見直しについての基本方針に基づきまして使用料の算定を行い、条例案を提出しようとするものです。

卓球場でございますが、こちらは個人料金と占用料金を設定しました。試算によりまして個人料金は一般利用で 1 人 1 回半日の使用で 300 円となります。これは近隣自治体、浜松アリーナと同額となっております。続いて占用料金ですが、12 台利用の全面と 8 台使用の 3 分の 2 面、6 台使用の 2 分の 1 面を設定しました。こちらは全面 12 台を使用した場合、午前の時間では 4,090 円、午後では 4,670 円としたいと考えております。これは、アミューズ豊田サブアリーナよりも午前、夜間は 800 円、午後は約 1,000 円高くなっています。施設の名称の追加もありますので、併せて改正しています。

改正の趣旨ですけれども、主なところとしまして 3 点ございます。1 点目としましては、第 2 条関係の別表第 1 で卓球場を追加し、磐田アーチェリー練習場については名称と所在地を変更しています。2 点目としまして、第 11 条関係の別表第 2 及び別表第 3 では開催時間や休場日に対応する規定に改正しています。また別表第 3 にある附帯設備料金、冷暖房については、総合体育館の会議室部分であり既に利用料金に含まれていることから、今回併せて改正しています。3 点目としまして、附則におきましてながふじ学府、新たな学校づくり整備事業に関連しまして、豊田加茂グラウンド、豊田野球場及び豊田加茂テニスコートの 3 施設について学校の授業や部活動で使用する可能性がありますので、今後の方針に柔軟に対応する必要がありますことから指定管理者制度適用施設から除外しまして、3 施設については当面の間、市長が行うものとしています。

続きまして改正等による影響についてですけれども、磐田卓球場と磐田アーチェリー場につきましては市が運営管理することとなるため、使用料について歳入歳出措置が必要となります。施設の使用料等収入としまして約 5,000 万円を計上予定で、それが豊田加茂グラウンド、豊田野球場、豊田加茂テニスコートも含めた数字となっております。これら 5 施設の維持管理費の合計は約 1,200 万円を来年度、予算計上予定で、最後に施行期日につきましては平成 30 年 4 月 1 日としたいと考えております。

#### < 質疑・意見 >

○管理の件ですけど、当分の間、市長が行うものとするとはどれぐらいの期間ですか。

○指定管理の期間が 5 年間ですので、原則的には 5 年間と考えてございます。途中で、学校ができた時点で指定管理施設にする可能性もありますが、現時点では 5 年間と考えております。

#### < 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、議案第 52 号、53 号、54 号、55 号は、原案どおり承認された。

## (2) 議案第 56 号 指定管理者（磐田市香りの博物館外 1 施設）の指定について

指定管理者磐田市香りの博物館外 1 施設の指定についてです。外 1 施設とは、香りの博物館の東側にあります豊田香りの公園のことを指しています。その 2 施設になります。香りの博物館は前回、パルファンミュージアムグループが指定を受けて施工管理など行っております。香りの博物館については 5 カ年の指定期限となりましたので、今回、公募を行いまして東海ビル管理株式会社に決定いたしました。本日、御承認いただければ 11 月議会に指定管理者の候補者として上程し、議決されれば指定管理者として指定することとなります。

指定期間につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 カ年となります。今回の指定管理者選定委員会で選定された候補者は東海ビル管理株式会社で、この東海ビル管理株式会社はこれまでの指定管理者でありますパルファンミュージアムグループの代表団体となっております。審査の内容は申請書類の確認、プレゼンテーション及び質疑応答の内容等に、選定基準に掲げる審査項目ごとに評価を行いまして、その結果、登録博物館としての目的や性格を十分に理解し、その特色を発揮させる企画展の実施や各種の自主事業が提案されておりました、これまでの、香りの博物館の管理運営や事業等の実績、経験を評価され選定されたものでございます。

### < 質疑・意見 >

○豊田の香りの公園には、香るような樹木が生えているのですか。

○特に香りにこだわったということは把握しておりませんが、地元の方にもよく利用されていて、地元の祭りもその公園で年に 1 回やっている施設になっております。

### < 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、議案第 56 号は原案どおり承認された。

## (3) 議案第 57 号 磐田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 58 号 磐田市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 59 号 磐田市立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第 60 号 磐田市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 61 号 磐田市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

議案第 62 号 磐田市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 63 号 磐田市立幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 64 号 磐田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について

趣旨別に 3 種類ございますので、その趣旨に分けて説明させていただきます。最初に 57 号と 60 号を説明します。こちらは第 7 次地方分権一括法（地域の自主性や自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）の制定により「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が改正されました。そのことにより、その条項にずれが発生するため、引用している市の条例への影響箇所について所要の改正を行うものでございます。

次に第 58 号でございます。「磐田市子どものための教育保育給付に係る利用者負担額を定める条例」の一部を改正する条例でございます。こちらは平成 27 年度に子ども子育て支援新制度が始まり、それまで定額であった幼稚園の保育料も保育園と同様、世帯収入に応じた応能負担となりましたけれども、磐田市においては公私立によって保育料が相違している現状でございます。制度の開始から 3 年目を迎え、幼児教育無償化の機運の高まりや幼稚園の通園区の自由化など、本市における幼児教育を取り巻く環境も大きく変化してきています。このような中、第 2 期幼保再編計画においては、既存施設の再編や認定こども園化、民間活力の活用などにより前倒して環境整備を図ることとしております。同時に公私立幼稚園の保育料の格差是正も前倒して行うことにより、さらにスピード感を持って就学前の子供たちの教育、保育環境の向上を図りたく、本条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては私立幼稚園の保育料を引き下げ、公立幼稚園保育料に合わせるものでございます。なお、本条例で対象となる園につきましては、新制度に基づき運営している園となりますので、新制度に入っていない園につきましては対象となりません。改正による予算的な影響については、減額した保育料分を市が負担するもので年額約 710 万円と試算をしております。

続いて、議案第 59 号、61 号、62 号、63 号、64 号です。こちらにつきましては平成 30 年 3 月 31 日で磐田市立南御厨幼稚園及び、磐田市立福田中幼稚園が閉園となります。また、平成 30 年 4 月 1 日より磐田市立磐田北幼稚園の所在地が変更になります。また、磐田市立岩田幼稚園と磐田市立豊田南幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行することから、園名を変更いたします。園名につきましては 9 月に各園で保護者アンケートを実施し、その結果に基づくものでございます。以上のことから磐田市立学校設置条例他 4 件につきまして所要の改正をするため、それぞれ一部改正をするものでございます。

以上 8 議案、全て施行期日は平成 30 年 4 月 1 日でございます、8 議案とも昨日、市の例規審査委員会で審議され、承認をされております。なお、教育委員会で御承認をいただいた後には条例改正となります議案第 57 号、58 号、59 号につきましては、11 月議会に上程していく予定でございます。

#### <質疑・意見>

○私立の保育料を下げてということについて、少しだけコメントをいただければと思います。

○幼稚園につきましては、新制度になった時に公私立共に定額の料金から応能負担になりました。

また、磐田市の場合は圧倒的に公立の幼稚園が多いことに併せ、私立幼稚園 3 園の内 1 園のみが新制度に移行している現状です。

また、それまで私立幼稚園は全て自分のところで料金を決め、自分のところで徴収している状況だったものを、市が保育料を決めるという新制度に移行した園についても、公立の園と私立の園を 1 度に金額を合わせるのが余りにも格差が大きく、なかなか難しい状況でした。このため公立の保育料を少し上げる、私立幼稚園も少し下げるということで、近づけるような形で料金設定をしましたが同額にはなっていない状況で現在に至っています。新制度がスタートして 3 年が経過して来ていますので、料金が私立と公立で違っているのは不公平感が生じるということで統一をしたい思いもありましたので、今回、改正させていただきたいと思っております。

現在 10 階層に分かれているのですが、最高額の比較では公立園の場合は月額 1 万 2,000 円で、私立の場合は 1 万 8,000 円ということで、6,000 円の差がございます。このことから今回の改正が実施されますと、最高額の私立幼稚園の方は 6,000 円の負担が軽減されるということになります。

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、議案第 57 号、58 号、59 号、60 号、61 号、62 号は、63 号、64 号は、原案どおり承認された。

**(4) 議案第 65 号 平成 29 年度磐田市一般会計補正予算（教育費関係）の要求について**

平成 29 年度磐田市一般会計補正予算要求については教育総務課、学校教育課、中央図書館の 3 課の歳出に係るもので、補正総額は 1,804 万円の増額になっています。それでは教育総務課から順次、説明させていただきます。

○教育総務課

10 款 2 項 2 目、小学校費教育振興費の小学校就学援助費支給事業になります。334 万 1,000 円の増額補正で、増額は 2 つの理由によるものです。1 つは新入学学用品の支給単価の増額です。これは就学援助費の支給費目の内、新入学児童生徒学用品費について、今年度から国の補助金単価に見直しがあり、それに合わせて支給単価を引き上げたものです。当初予算編成時には、未決定の見直し内容でございましたので、補正対応となります。具体的には小学校については 2 万 470 円から 4 万 600 円に、中学校については 2 万 3,550 円から 4 万 7,400 円に、おおむね倍額に引き上げられております。

次に 2 つ目の増額理由として、新入学児童生徒学用品費はこれまで入学後の 7 月に支給していましたが、入学に係る費用が実際に発生する入学前の時期に支給を行うこととしたため増額するものでございます。具体的には来年 4 月に新しく中学 1 年生になる者に対しては来年度予算ではなく、補正予算により現在の小学 6 年生の内に、2 学期分の支給に合わせて 1 月に支給し、来年新たに小学校 1 年生になる者については、補正予算成立後、幼稚園等を通じて周知をして、12 月から 1 月に申し込みの受付をして 3 月中旬に支給することを予定しています。なお中学校費については、10 款 3 項 2 目で補正額は 801 万 9,000 円になっています。

次に 10 款 1 項 2 目、事務局費の教育委員会事務局事務については 44 万 6,000 円の増額です。これは正規職員が年度当初に退職したことにより、補充 1 名を臨時職員として採用したための賃金等の増額になります。また 10 款 2 項 1 目、小学校費学校管理費の施設管理事業の事務局分 724 万 4,000 円の増額、10 款 3 項 1 目、中学校費学校管理費の施設管理事業の事務局分の 382 万 2,000 円の増額については、それぞれ非常勤職員の異動によるものです。

次に教育委員会の職員給与費になりますが、公務員給与につきましては民間企業との均衡を図るため、例年、人事院勧告に準じた給与改定を行っておりますが、今回はその勧告と人事異動等に伴う例年どおりの補正内容となっております。補正額は 6,205 万 5,000 円の減額となっております。なお、本年度の人事院勧告の概要は月例給について、民間企業との格差 0.15%、金額にして 631 円を、ボーナスについては、公務員が支給月数、年 4.30 月のところ民間が 4.42 月でしたので、この格差を埋めるものになります。人事院勧告が増額要因にもかかわらず補正額が減額となっているのは人事異動によるもので、要因の一つは定年退職者と新規採用職員の新陳代謝によるものです。

続いて 2 款 1 項 12 目、総務管理費諸費の過年度国庫補助金等返還金については、児童青少年政策室長から説明します。

○児童青少年政策室

これは平成 28 年度に実施いたしました放課後児童クラブの施設整備で、東部小の第 4、第 5 児

童クラブ、豊田東小学校の第1、第2児童クラブを建設しており、その財源として国から交付された補助金です。この補助金は年度途中で国に申請した額がそのまま年度末に交付されておりますが、年度末に行われました県の工事完成検査やその後の国への完了実績報告によりまして、最終的に補助対象経費が精査された結果、平成28年度に交付された補助金、5,254万2,000円の内、今回補正予算に計上しました557万2,000円を返還するものです。

#### ○学校教育課

10款3項1目です。中学校のふるさと先生配置事業では、1名分を当初予算へ計上してありましたが、配置が無くなったため、2万6,000円の減額補正となっております。これは旅費と負担金等の費用で、人件費については、先ほど教育総務課長からあったとおり職員給与費の中で減額させていただきます。

#### ○中央図書館

10款5項1目、図書館費です。初めに中央図書館施設管理事業ですが、平成28年度の建築基準法改正によりまして、昨年度から建築設備等の定期報告書の提出が義務づけられました。その中で検査の結果、指摘事項として中央図書館の非常用照明誘導灯、防火設備の修繕が必要となりましたので、修繕料として750万円の増額補正要求をさせていただきます。

次に福田図書館施設管理事業ですが、今年度、福田図書館におきましては、嘱託職員1名の欠員補充として常勤臨時職員の増員により対応しております。賃金及び共済費の合計、113万4,000円の増額補正要求をさせていただきます。

次に、(仮称)子ども図書館設置事業ですが、基本構想において検討いたしました工事内容に加えて施工箇所追加に伴い、委託料864万3,000円、及び工事請負費3,440万円の合計4,304万3,000円を増額補正要求させていただきます。これにつきましては、当初予算計上の段階では(仮称)子ども図書館としての目的や役割の実現を目指して、既存の豊田図書館の改修をできる限り経費も抑制する中で進めていくことを基本としておりました。

しかしながら、本年度に入り、設計業務を進める中、「子育て支援・相談機能と図書館機能を融合した新たな施設」であるという認識を強くし、併せて2つの大きな機能における、ある意味固定的な観念や、現施設の持つイメージの枠に捉われ過ぎないという前提に立ち、あらためて施設の配置や形状を、あらゆる観点から、教育部、こども部だけでなく、企画部、健康福祉部のメンバーにより、市民・利用者目線で検討してまいりました。その結果、子どもはもちろん大人にとっても、できる限り気兼ねなく、敷居も低く、ゆったりと過ごせる、明るく温かな雰囲気や開放的なイメージを持ちながらも、落ち着いた空間もある施設、利用者や働くスタッフである「人」と、そして時には今の社会変化やトレンドを示す情報の詰まった、また時には人生の道しるべともなるような「本」の持つ魅力が重なり合い、溶け込み合えるような施設の構築がどうしても必要となりました。これらのことを十分踏まえ、利用者スペースの拡大、可能な限り自然な光を施設内に取り込むことができるよう、耐震に配慮しながら、1階から2階に至る館全体を捉えた中で、工事内容を追加いたします。

1階部分では、現在の事務スペース内の応接室を、誰もがリラックスできるラウンジスペースにするために壁を撤去します。これにより、ホールから中に入って最初に雰囲気を感じるスペースが広々として開放的になり、併せて中庭の自然光も入り、その中庭から現展示室までが見通せるという、大きな変化が加わります。これに伴い事務スペースを確保するため、現在の車庫を職員の休憩・作業室に改修します。

2階部分では、学習室の廊下側の壁を撤去し、スケルトンな仕切り壁に変更します。これにより、



通路側から中の様子が自然に、容易に分かるとともに、南側からの自然な光により、現在はやや暗い印象のある通路が明るくなります。併せて通路部分の劣化した床と壁の改修、階段壁の装飾改修なども行います。

その他には、エントランス吹き抜け部分の外壁を一部撤去して、強化ガラスの壁を設置します。これにより、エントランスに自然な光を取り込み、2階ホールから外の風景も望めるなど、快適性もより増すものと思います。そして、木製部分が劣化している入口ドアを、ステンレスガラス扉に変更し、木の扉の自動扉の一部をガラス扉に更新することなどが主な追加改修箇所です。

続きまして補正予算の繰越明許費の事項別明細書についてですが、当初、平成 29 年度内に工事完成予定でしたが、ただいま御説明したように、さらによりよい施設に改修すべく設計業務を延長して検討し、改修箇所の増加に伴い工事の着手まで期間がかかることとなり、年度内の工事完了が望めなくなったため繰り越すものでございます。委託料のうちの工事管理費と工事請負費を繰り越したいします。これらを踏まえ、オープンを心待ちにしている市民や利用者のために一日も早く工事に着手させていただきたいため、(仮称) 子ども図書館の設置事業に関しての補正について先議議案とさせていただきたいと思ひます。

#### <質疑・意見>

○「ねびゆくま」とはどういう間ですか。

○まだ、仮称の名前が入っていますが、「ねぶ」とは成長するという意味で、ヤングアダルトそれから一般書を中心に、ここは排架をする予定です。

○色々な形を今考えているのです。まさに「ねびゆくま」です。1カ所の部署でできる内容じゃないので、進め方については、先ほど話がありましたけれども、少し違いが出てくる可能性もあります。十分その辺を御承知おきいただけるといいなと思ひます。

#### <議案の承認>

一同同意

審議の結果、議案第 65 号は原案どおり承認された。

#### (4) 議案第 66 号 磐田市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

平成 20 年度の地方教育行政法の改正により、教育委員会の点検評価が加わった際に改正した文言に誤植がありましたので、これを修正するものでございます。具体的には「に係るの」を「の」に改める形でございます。

#### <質疑・意見>

なし

#### <議案の承認>

一同同意

審議の結果、議案第 66 号は原案どおり承認された。

## 6 報告事項

### (1) 地域づくり応援課

<質疑・意見>

○教育長と自治会連合会三役会の懇談会ではどんなお話をなさいましたか。

○今年度、一部懸案にもなっております学校からの案内文の件で、小中学校の入学式、卒業式への参加の案内を縮小することを昨年度末から準備を進め周知を図ってきたところですが、ところがまだ自治会長、民生委員の一部で理解をされていない方、あるいは周知が十分に行き届かなかった部分がありまして、先月の自治会連合会理事会の席でも、「そもそもどうしてこうなったんだ」という話から始まって、「周知が足りないんじゃないか」ということもあり、自治会連合会の三役がもう一度教育長と懇談したいとのことで場を設けてもらいました。今後については、もう少し丁寧な説明も含めて理解を得るような周知をしていった方がいいのではないかと、学校教育課とも歩調を合わせながら自治会へも丁寧な説明をしていこうと準備をしようと思っています。

○学校の立場としては自治会長、民生委員の皆様方には日頃お世話になっておりますので、100%出てもらいたい気持ちはあります。しかし、自治会長と民生委員をやっている方々には、とても学校の行事まで出られないという方がいらっしゃる。これは事実です。だからこちらから軽減化する。軽減するために出さないということです。仕事の面で余裕がある方、そういう方はいいですけど、そういう方はぜひとも通知の中でも来られるようでしたら学校へ連絡してください、ちゃんと席は用意してありますとしてありますが、その連絡が話としてはうまくいかなかったということです。自治会の会合に行ってもいっぱい怒られます。「学校は自治会長を排除するのか」という、そういう言葉がところどころで見受けられましたが、決してそういうことではございませんので、その辺をぜひとも色々なところを行脚しながらお話し申し上げてまいりたいと思います。

○その件ですけど先日、磐田北小の運動会に伺ったらかなりの方に言われました。それで私は思ったんですけど、声の大きい人が忙しい、行きたくないみたいな話をすると、それに流されちゃうところがあって、行きたいと思っている人が行けないのです。

○そここのところが誤解です。

○だけどそれが通じてないです。一般の人に。

○行けなくなっちゃうところを乗り越えてもらいたいのですよ。

○難しいですよ。だっていつあるかも案内が無いから。分からないです。日にちも。

○その連絡については地区長さんを通して、必ず皆さんに連絡するように打ち合わせを会合でしました。

○どこまで言っても両方の意見があります。両方に声の大きな人がいて、どちらを優先した訳では無いです。先ほど教育長がおっしゃったように、案内が無くてもオープンにする。情報を、例えば運営協議会に出ている地区長、あるいはセンター長がその情報を得たら、それを地域に拡散するようなやり方を今後考えていきたいと思いますというところで一応落ち着きました。

○納得されましたか。それならいいです。

○これからの時代、色々な役を、お勤めの方も受ける方が多い時代になってきましたので、できるだけ負担を軽減するというところがもともとのスタートですので、そこがうまく伝わってなかったというところでは。

○御案内じゃなくて、お知らせだけでもしてあげたらどうかと思うのです。行きたくない人は行かなければいいわけですが、何の連絡もないのに行けないです。

○微妙な問題で、各個人に御案内の通知を出すとそれが1つの行事としてとられてしまうところがあります。先ほど教育長が言われたとおり、行事の案内の仕方を地区長とか多数の方に、「いついつ運動会がありますよ、参加いただける人はどうぞ参加してください。」という形に変えていく、そういうことです。

○それならいいですね。例えば民生委員の代表の方に出しておくとか、それぞれのトップの人のところへ連絡して、どうぞ連絡してあげてください、みたいにするのはいいじゃないですかね。

○ある民生委員の方からは「日頃、旗振りをしたり見守りをしている子ども達の旅立ちの日には、自分ではできるだけ正装をしてきちんと送り出してやりたいという思いはある。」そういう言葉が入ってきています。

○その辺があるものですから、ちょっと趣旨を変えていこうとしました。それが伝わっていなかった。だからそこで心を鬼にしてどう言うかといえば、コミュニティースクールをしっかりとやってくださいという話を校長会で話しました。言うことはごもっともですよ。環境を作っていて何で案内を出してくれないのというのは。それは当然のことですけれども、それを乗り越えてもらいたい。

連絡についてはとにかく工夫をして行っていきますので、その中で来られる方には、ぜひとも来ていただけるとありがたいと思います。誠意は尽くして何とか伝わるように頑張ります。だけど厳しい状況だというのは承知していますので、よろしくお願いします。

## (2) 幼稚園保育園課

<質疑・意見>

なし

## (3) 教育総務課

ミュージカルK I N J I R Oですが、これは本年1月、主催者の磐田文化振興会から、小、中学生の演劇鑑賞会として児童生徒及びその保護者を無料招待したいという話があり、教育委員会で希望者の取りまとめの協力依頼を受けたものです。検討した結果、教育委員会の共催事業として位置付けることになり学校へ希望者を募ったところ、同伴する保護者を含め定員が1,500人のところ2,000人位の申し込みがありました。そこで500人削るよりもあと500人来ていただいて希望者全員を招待したいと考え、1日1公演を2講演にさせていただきました。2公演とするため費用負担を振興会と調整いたしまして、超過した約500人に対して、1人につき1,000円程度、50万円を支出しようということになりました。実際この公演を他のところでやっている時には前売り券で一般が4,000円、高校生が2,000円になっていますので、廉価な形で折り合いがついたと考えております。なお、教育委員の皆様もご招待したいというお話をいただきましたので、公演時間が決まりましたら改めて御案内をしたいと思います。

次の、ながふじ学府の第2回検討会につきましては、一体校推進室長から御報告いたします。

○学府一体校推進室

第2回検討会では、ワークショップや教職員のヒアリングを受け、グラウンド、体育館、プールの配置、図書館、職員室の配置について話し合いました。ワークショップや教職員ヒアリングで出た意見ですが、グラウンドについては、「一体校として運営するなら、サブグラウンドとメイングラウンドに分けない方がいい。」「グラウンドを一体にした方が体育の授業として使いやすい。」等です。

次に、体育館やプールについてですが、「規模が小さいのではないか。」「コース数が足りない。」「1階の方がよいのではないか。」等です。

次に、メディアライブラリーについては、「地域に開放するなら1階の方がいい。」「地域連携室と一体化して地域開放時の管理も一括して行ったらどうか。」等です。

次に、職員室についてですが、「職員室、事務室、保健室は同じフロアの方がいい。」という意見が教員ヒアリングで出ました。

その他、駐車場については、なるべく沢山欲しいという意見もありました。

これらワークショップと教員ヒアリングをもとに、事務局として、「小中一体校という意味からグラウンドを一体化する」、「地域に開かれた図書館にするため、1階に図書館を配置する」、また、「地域に開かれた図書館というイメージにするため、メディアライブラリーという言葉で『ながふじ図書館』とする」、「東面、北面、西面の歩道を広くし、行事等のための駐車場を確保する」等3点について方向性を示し、久米設計に提案してもらいました。それが今回配付した検討案です。

グラウンドは、小中一体校としてのあり方を優先し、南側にあったサブグラウンドを北側にもってきて、一体型のグラウンドにしました。それにより、第1回検討会で東西に配置していたプールと体育館を南北に配置しました。そうすることによって、プールのコース数を増やすことが可能になるとともに、体育館も南北に窓を造ることができ、換気もよくなりました。

ながふじ図書館については、地域開放のことも考慮し、中央にあったものを校舎の一番西側に配置しました。そうすることで、地域開放ゾーンと学校ゾーンを明確にすることができました。職員室については、1階の東側に配置し、保健室や事務室、校長室は同じ階にすることができました。体育館の下の共同調理場やランチルーム、武道場、児童クラブの場所については、まだ検討していきます。

続いてワークショップですが、第2回目を昨日行いました。今回は、「地域開放ゾーンの使い方」ということで、「ながふじ図書館やランチルームをどのように使っていきたいか」ということについて、意見を出してもらいました。

図書館については、「自然発生的な交流ができるといい」「開架図書の工夫をしたい」等の意見が出ました。ランチルームについては、「豊田東小との交流ランチ」「地域の人を招いての試食会」等が出ました。

今後、検討会では、体育館1階の諸室配置、校舎内の教室配置等について検討していきます。

<質疑・意見>

なし

#### **(4) 学校給食課**

学校給食試食会は今年度2回目になります。締め切りが11月2日でまだ途中段階ですが、豊田センターは18人、大原センターは16人、豊岡センターは11人の申し込みがあります。定員が15名となっておりますけれども、できるだけ申し込んだ方全員が体験できるように調整していきたいと思っております。

<質疑・意見>

なし

## (5) 学校教育課

本年度、磐田市アレルギー対応検討会という委員会を立ち上げて、医師、消防署員、学校代表、養護教諭、学校栄養職員等に入ってください、増えてきている喘息、食物アレルギーこの2つのアレルギーの対応の手引きを作成しました。「学校生活管理指導表」が提出された児童生徒に対して、どのように対応するかを本マニュアルに示しています。例えば「管理職は最初の面談に同席しましょう」とか、面談の仕方、学校給食への対応の仕方等です。アレルギー物質が提供されて、管理指導表に基づいて対応しなくてはいけない児童生徒がいる場合は、基本的にはおかわりは無しにしよう等、児童生徒の安心安全を第一に考え、その方向性をこの中に示してあります。校内にもアレルギー対応委員会を設置し、校内でどういう対応をするかを全校で共通理解を図るよう方向性を示しております。

併せて医師会にも御理解いただいて、今までの「学校生活管理指導表」では、何とか類で○を付けるとその食品を全部除去しなくてはいけない、食べられないことになっていましたが、何とか類の中に何がアレルギー源になっているか、そこを分かる範囲で書いてもらい、そこを完全対応していこうということで、御理解をいただいて来年度からこの方向でできることになりました。

この手引きについては校長会で周知させていただき、来年度から実施していきたいと思っています。ただ面談については1月位から各校で始めますので、できる限りこのマニュアルに沿って対応していただきたいと考えています。なお、このアレルギー対応検討委員会については毎年開催して、手引きの見直し等を図っていきたいと考えています。

### <質疑・意見>

○磐田市における学校生活管理指導上の提出状況で小学校が増えていますが、増加傾向は県も全国もこういう傾向にあるのですか。どういう状況なのか、もう少し教えていただければと思います。

○増えていると聞いています。先ほど申し上げたように全職員がこの意識を持っていないと、何かあった時の対応ももちろんできないですし、知らなかったでは済まないということで、細かなところまで記載させていただきました。

○このまま右肩上がりだったら対応も非常に大変になっていくと思います。何か対応方法が家庭でもあるのでしょうか。

○アレルギーは毎年変わって行きます。食べられるようになってくるので。卵なんかつなぎもだめという子から、つなぎ位だったら大丈夫とか。やはり小さい頃に食べていないとそれは嫌いになってしまう。食べられるようになっても食べない子もかなりいます。

○幼稚園は増加傾向にありますか。

○保育園は今までミルクだけ飲んでた子が離乳食を始めてという年齢になるので、逆に家では食べさせてなくて園の給食を食べて、その症状が出るようなお子さんもいたりします。その年代によって現れも違ってきて、園の中にいる間で減ってくる、改善してくる子もいますけれども、やはり少し前の時代と比べるとお母さんたちもアレルギーに関してすごく知識も豊富になってきていることもあって、情報が沢山入ってきているので、以前だったら多分思わなかったことに反応しているということもあるのかなと感じています。ですので、件数としては園も増えてきています。幼稚園も保育園も同じように増えてきていて、より細かくなってきていることは現状としてあります。

○「調べてください」というお母さんがとても多いみたいです。血液検査でもアレルギー検査ができますが、とりあえず何にも無いのに「調べてください」というお母さんがとても多いです。ちょ

っと出たので調べてというのはいいですけど。

○確かにこういうアレルギーの素質を持った子供も増えてきています。大事なことは何かというところ、負荷検査です。自然体験の中の負荷検査ができないと、つまり食べてみないと分からない。そういうものをちゃんとやりながら次の段階へ進んでいく。

○とりあえず血液で何でも分かると思ってもらうと、血液で出ていても、食べて大丈夫なら大丈夫です。

○私が小さい頃には、こう言う「話」は余り聞かなかったです。何が原因となっているのかは掴んでいますか。

○花粉症と一緒に思うのです。人間の体質そのものが変わってきているのしょうね。変化しているところもあると思います。

## **(6) 中央図書館**

竜洋図書館、豊田図書館及び福田図書館の休館日を11月22日の水曜日に変更させていただきます。これは条例どおりに休館日を設定いたしますと、11月23日が祝日のため市内図書館の内22、23の2日間開館しているのが中央図書館1館のみとなるため、22日は地区館3館を開館して連続休館となることを避け、市民サービスの向上を図ります。

<質疑・意見>

なし

## **(7) 文化財課**

予定事業に国分寺祭りを記載しました。今度の日曜日ですので天候が非常に心配される訳ですが、現在、整備に向けてトレンチを開けて遺構の確認をしています。当日は職員が説明をします。なかなか土の中を見られる機会がありませんので、見に来ていただきたいと思います。

<質疑・意見>

なし

## **7 協議事項**

<質疑・意見>

なし

## **8 その他**

<質疑・意見>

なし

## 9 次回教育委員会の日程確認

- ・定例教育委員会

日時：平成 29 年 11 月 28 日（火） 午後 5 時 30 分から

会場：市役所西庁舎 3 階 特別会議室

## 10 閉会